

## 個人再生事件の申立てに必要な書類と費用

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

### 1 必要書類

①	申立書	陳述書・財産目録は千葉地裁の定型申立書に含まれています。
②	陳述書	
③	財産目録	
④	債権者一覧表	債権者数+1通
⑤	住民票写し	申立前3か月以内のもの
⑥	委任状	代理人申立の場合
⑦	収入を証する書面	源泉徴収票過去2年分，最近の給与明細書3か月分等，課税証明書過去2年分等
⑧	財産価格証明書	財産目録に記載した預貯金，貸付金，売掛金，退職金見込額，生命保険解約返戻金，有価証券，自動車，不動産，敷金等の金額が分かるもの
⑨	その他	・預金通帳等（過去1年分の収支の分かるもの） ・所有不動産の登記事項証明書，課税証明書 ・住居の賃貸借契約書 ・清算価値チェックシート ・可処分所得算出シート（給与所得者再生申立の場合）
⑩	宛名シール	債権者宛各2組・申立人（代理人）宛5組
⑪	民事再生規則 102条記載の書面	各1通 （住宅資金特別条項を定める場合）

※ 本人申立の場合は，個人再生委員の資料とするため，申立書及び添付書類の各副本を合わせてご提出ください。

2 申立手数料 収入印紙 1万円

3 予納郵便切手

92円×30枚，82円×10枚，50円×10枚，10円×10枚

※ 92円及び82円切手については，90円及び80円切手1枚と1円切手2枚を組み合わせるなどして納めていただいても差し支えありません。

4 予納金

代理人弁護士が付いている場合 （原則）1万2268円（官報公告料）

代理人弁護士が付いていない場合 21万2268円（官報公告料＋  
個人再生委員報酬）